

重要事項説明書

記入年月日	令和7年2月1日
記入者名	道畑 美佳
所属・職名	管理者

1 事業主体概要

名称	(ふりがな)しゃかいふくしほうじん しみずふくしかい 社会福祉法人 清水福祉会		
法人番号	1120005008488		
主たる事務所の所在地	〒 535-0021 大阪府大阪市旭区清水三丁目15番23号		
連絡先	電話番号/FAX番号	06-6957-8008 / 06-6957-8009	
	メールアドレス	yamada@seisukai.net	
	ホームページアドレス	http:// www.seisukai.net/	
代表者(職名/氏名)	理事長 / 水野 智志		
設立年月日	平成	15年3月14日	
主な実施事業	※別添1(別の実施する介護サービス一覧表)		

2 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな)ゆうりょうろうじんほーむ つるみりよくち 有料老人ホーム鶴見緑地		
届出・登録の区分	有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出		
有料老人ホームの類型	介護付(一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合)		
所在地	〒 570-0043 大阪府守口市南寺方東通一丁目1番31号		
主な利用交通手段	OsakaMetro今里筋線「新森古市駅」より1,230m(徒歩約16分)		
連絡先	電話番号	06-6997-9009	
	FAX番号	06-6992-9009	
	メールアドレス	yuryo.soudan@seisukai.net	
	ホームページアドレス	http:// www.seisukai.net/	
管理者(職名/氏名)	管理者 / 道畑 美佳		
有料老人ホーム事業開始日/届出受理日・登録日(登録番号)	平成	26年4月1日	/ 平成 25年3月11日(大阪府(24)0086)

(特定施設入居者生活介護の指定)

特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2773203134	所管している自治体名	大阪府
特定施設入居者生活介護 指定日・指定の更新日 (直近)	指定日	指定の更新日(直近)	
	平成 26年4月1日	令和	2年4月1日
介護予防 特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2773203134	所管している自治体名	大阪府
介護予防 特定施設入居者生活介護 指定日・指定の更新日(直近)	指定日	指定の更新日(直近)	
	平成 26年4月1日	令和	2年4月1日

3 建物概要

土地	権利形態	所有権	抵当権	なし	契約の自動更新	なし		
	賃貸借契約の期間	～						
	面積	1,634.0 m ²						
建物	権利形態	所有権	抵当権	なし	契約の自動更新	なし		
	賃貸借契約の期間	～						
	延床面積	888.9 m ² (うち有料老人ホーム部分			888.9 m ²)			
	竣工日	平成 26年2月20日			用途区分	有料老人ホーム鶴見緑地		
	耐火構造	耐火建築物		その他の場合：				
	構造	鉄筋コンクリート造		その他の場合：				
	階数	5階		(地上 5階、地階 階)				
	サ高住に登録している場合、登録基準への適合性					適合している		
居室の状況	総戸数	90戸		届出又は登録(指定)をした室数			90室 (90室)	
	部屋タイプ	トイレ	洗面	浴室	台所	収納	面積	室数 備考(部屋タイプ、相部屋の定員数等)
	介護居室個室	○	○	×	×	○	15.04m ²	75
	介護居室個室	○	○	×	×	○	14.86m ²	4
	介護居室個室	○	○	×	×	○	14.89m ²	11
共用施設	共用トイレ	5ヶ所		うち男女別の対応が可能なトイレ			5ヶ所	
				うち車椅子等の対応が可能なトイレ			5ヶ所	
	共用浴室	個室	5ヶ所		大浴場	1ヶ所		
	共用浴室における介護浴槽	機械浴	1ヶ所		チェア-浴	1ヶ所		その他：
	食堂	4ヶ所		面積	272.2 m ²		入居者や家族が利用できる調理設備	あり
	機能訓練室	4ヶ所		面積	102.0 m ²			
	エレベーター	あり(ストレッチャー対応)				2ヶ所		
	廊下	中廊下	m		片廊下	1.2 m		
	汚物処理室	5ヶ所						
	緊急通報装置	居室	あり	トイレ	あり	浴室	あり	脱衣室
通報先		各階詰所		通報先から居室までの到着予定時間			1～2分	
その他	相談室							
消防用設備等	消火器	あり	自動火災報知設備	あり	火災通報設備	あり		
	スプリンクラー	あり	なしの場合(改善予定時期)					
	防火管理者	あり	消防計画	あり	避難訓練の年間回数	2回		

4 サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針		要介護（要支援）状態の利用者に対し適切な介護を提供する。
サービスの提供内容に関する特色		利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
サービスの種類	提供形態	委託業者名等
入浴、排せつ又は食事の介護	自ら実施	
食事の提供	委託	株式会社 塩梅
調理、洗濯、掃除等の家事の供与	自ら実施	
健康管理の支援（供与）	自ら実施	
状況把握・生活相談サービス	自ら実施	
提供内容		<ul style="list-style-type: none"> ・状況把握サービスの内容：特定施設入居者生活介護を実施。24時間職員が常駐し入居者の心身の状況、突然の病気等を迅速かつ的確に把握し、必要な介護を行うとともに医療機関、家族等への連絡を適切に行う。 ・生活相談サービスの内容：常勤の生活相談員により日常の生活相談全般の他、入居者の様子や状態に合わせ自立に向けた援助を行う。入居者の方がその方らしく豊かに生活できる方法を考え、家族・介護スタッフ・看護師・主治医・行政やケアマネジャーと連携・協力しサポートする。
サ高住の場合、常駐する者		
健康診断の定期検診	委託	医療法人 清水会 もりぐち清水会病院
	提供方法	年2回健康診断の機会付与
利用者の個別的な選択によるサービス		※別添2（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表）
虐待防止		<ul style="list-style-type: none"> ①虐待防止に関する責任者は、管理者です。 ②従業員に対し、虐待防止研修を年1回実施している。 ③入居者及び家族等に苦情解決体制を整備している。 ④虐待防止委員会を設置し、定期的に虐待防止のための啓発・周知等を行っている。 ⑤職員から虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。
身体的拘束		<ul style="list-style-type: none"> ①身体拘束は原則禁止としており、三原則（切迫性・非代替性・一時性）に照らし、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、入居者の身体状況に応じて、その方法、期間（最長で1カ月）を定め、それらを含む入居者の状況、行う理由を記録する。また、家族等へ説明を行い、同意書をいただく。（継続して行う場合は概ね1カ月毎行う。） ②経過観察及び記録をする。 ③2週間に1回以上、ケース検討会議等を開催し、入居者の状態、身体拘束等の廃止及び改善取組等について検討する。 ④身体拘束廃止委員会毎月開催し、施設全体で身体拘束等の廃止に取り組む。

(介護サービスの内容)

特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画等の作成		<p>①計画作成担当者は、指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供開始前に、入居者の意向や心身の状況等のアセスメント等を行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容、サービス提供期間等を記載した特定施設サービス計画・介護予防特定施設サービス計画（以下、「計画」という。）を作成する。</p> <p>②利用者は計画作成担当者に対し、いつでも計画の内容を変更するよう申し出ることが出来る。この場合、計画作成担当者は、明らかに変更の必要のない時及び利用者の不利益となる場合を除き、利用者の希望に沿うように計画の変更を行う。</p> <p>③計画作成担当者は、計画原案を作成し、また、変更した場合には利用者に対し、計画原案また、変更された計画の内容を説明し、同意を得る。</p> <p>④計画作成担当者は、利用者以外の当施設以外の生活介護事業者以外の提供するサービスを利用者が希望する場合には、希望を最大限尊重して計画を立案する。</p>	
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	利用者の状況に応じて適切な食事介助を行うとともに、食事の自立についても適切な援助を行います。	
	入浴の提供及び介助	利用者の状況に応じて適切な入浴介助を行うとともに、入浴の自立についても適切な援助を行います。週2回以上は入浴して頂きます。	
	排泄介助	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。	
	更衣介助	生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。	
	移動・移乗介助	あり	利用者の状況に応じて適切な移動・移乗介助を行うとともに、移動・移乗の自立についても適切な援助を行います。
	服薬介助	あり	利用者の状況に応じて適切な服薬介助を行うとともに、服薬の自立についても適切な援助を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の状況に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。	
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。	
	器具等を使用した訓練	なし	
その他	創作活動など	あり	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。
	健康管理	看護職員により利用者の状況に応じて適切な措置を講じます。また、外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについて出来る限り配慮します。	
施設の利用に当たっての留意事項		<ul style="list-style-type: none"> ・施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償して頂く場合があります。 ・決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。 ・騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないでください。 ・所持金品は、自己の責任で管理してください。 ・施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。 ・施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。 	
その他運営に関する重要事項		サービス向上のため、職員に対し、倫理・安全管理・感染管理・身体拘束・虐待防止・事故防止・褥瘡対策・認知症ケア・接遇・ターミナルケア・医療的ケア等の研修を実施している。	
短期利用特定施設入居者生活介護の提供		あり	
特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無	個別機能訓練加算		なし
	夜間看護体制加算		あり
	医療機関連携加算		あり
	看取り介護加算	(Ⅰ)	あり
	認知症専門ケア加算		なし
	サービス提供体制強化加算	(Ⅱ)	あり
	介護職員処遇改善加算	(Ⅰ)	あり
	入居継続支援加算		なし

	生活機能向上連携加算		なし
	若年性認知症入居者受入加算		なし
	口腔衛生管理体制加算		なし
	口腔・栄養スクリーニング加算		なし
	退院・退所時連携加算		なし
	ADL維持等加算		なし
	科学的介護推進体制加算		あり
人員配置が手厚い介護サービスの実施	あり	(介護・看護職員の配置率)	1.99 : 1 以上

(併設している高齢者居宅生活支援事業者)

【併設している高齢者居宅生活支援事業者がない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな)
主たる事務所の所在地	
事務者名	(ふりがな)
併設内容	

(連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者)

【連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者の提供を行っていない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな)
主たる事務所の所在地	
事務者名	(ふりがな)
連携内容	

(医療連携の内容)※治療費は自己負担

医療支援	救急車の手配、入退院の付き添い、通院介助		
	その他の場合：		
協力医療機関	名称	医療法人 清水会 もりぐち清水会病院	
	住所	守口市河原町3番12号	
	診療科目	内科、胃腸科、外科、整形外科、理学療法科、泌尿器科、皮膚科、脳神経外科	
	協力科目	訪問診療、急変時の対応	
	協力内容	その他の場合：	
		その他の場合：	
	名称		
	住所		
	診療科目		
	協力科目		
協力内容			
	その他の場合：		
協力歯科医療機関	名称	藤井歯科	
	住所	守口市本町二丁目5番18号CIDビル2階	
	協力内容	訪問診療	
		その他の場合：	

（入居後に居室を住み替える場合）【住み替えを行っていない場合は省略】

入居後に居室を住み替える場合			
	その他の場合：		
判断基準の内容			
手続の内容			
追加的費用の有無		追加費用	
居室利用権の取扱い			
前払金償却の調整の有無		調整後の内容	
従前の居室との仕様の変更	面積の増減		変更の内容
	便所の変更		変更の内容
	浴室の変更		変更の内容
	洗面所の変更		変更の内容
	台所の変更		変更の内容
	その他の変更		変更の内容

（入居に関する要件）

入居対象となる者	要支援、要介護		
留意事項	入居時満60歳以上。ホームの看護職員は、中心静脈栄養管理の対応不可だが、その他の療養管理については要相談		
契約の解除の内容	①入居者が死亡した場合 ②入居者、又は事業者から解約した場合		
事業主体から解約を求める場合	解約条項	入居者の行動が、他の入居者・職員の生命に危害を及ぼすなどの恐れがあり、通常の介護・接遇では防止できない場合、等	
	解約予告期間	2週間以上	
入居者からの解約予告期間	1ヶ月		
体験入居	あり	内容	空室がある場合 1泊食事付 5,000円（税込）
入居定員	90人		
その他	身元引受人が設定できない場合は要相談		

5 職員体制

(職種別の職員数)

	職員数 (実人数)			常勤換算人数	兼務している職種名及び人数
	合計		非常勤		
	常勤				
管理者	1	1		1	
生活相談員	1	1		1	
直接処遇職員	49	38	11	45.2	
介護職員	44	36	8	39.9	
看護職員	5	2	3	5.3	
機能訓練指導員	1	1		1	
計画作成担当者	1	1		1	
栄養士	1	1		1	
調理員					
事務員					
その他職員	4		4	1.5	
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数					36 時間

(資格を有している介護職員の人数)

	合計			備考
	常勤	非常勤		
介護福祉士	28	26	2	
介護職員初任者研修修了者	6	5	3	

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
	常勤	非常勤	
看護師又は准看護師	1	1	
理学療法士			
作業療法士			
言語聴覚士			
柔道整復師			
あん摩マッサージ指圧師			
はり師			
きゅう師			

(夜勤を行う看護・介護職員等の人数)

夜勤帯の設定時間 (22時～ 7時)		
	平均人数	最少時人数 (宿直者・休憩者等を除く)
看護職員	0 人	0 人
介護職員	4 人	3 人
生活相談員	0 人	0 人
	人	人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、本欄は省略)	契約上の職員配置比率	2.5 : 1以上
	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数 : 常勤換算職員数)	1.99 : 1
外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制 (外部サービス利用型特定施設以外の場合、本欄は省略)	ホームの職員数	人
	訪問介護事業所の名称	
	訪問看護事業所の名称	
	通所介護事業所の名称	

(職員の状況)

管理者	他の職務との兼務		なし								
	業務に係る資格等	なし	資格等の名称								
	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者		
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	
前年度1年間の採用者数	1	1	8	4	1	0	0	0	0	0	
前年度1年間の退職者数	4	1	6	1	0	0	0	0	0	0	
就業した業務に従事した経験年数に 応じた人数	1年未満	3	2	6	4	0	0	0	0	0	
	1年以上3年未満	0	0	4	1	1	0	0	0	0	
	3年以上5年未満	0	0	6	0	0	0	0	0	0	
	5年以上10年未満	0	1	16	3	0	0	0	0	1	0
	10年以上	0	0	4	0	0	0	1	0	0	0
備考											
従業者の健康診断の実施状況		あり									

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態	建物賃貸借方式	
利用料金の支払い方式	月払い方式	
	選択方式の内容 ※該当する方式を全て選択	
年齢に応じた金額設定	なし	
要介護状態に応じた金額設定	なし	
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い	あり	
	内容：	食事は1食毎算定
利用料金の改定	条件	物価変動等の経済事情の変動により、改定する場合がある
	手続き	双方協議の上改定を行う

(代表的な利用料金のプラン)

		プラン1	プラン2	
入居者の状況	要介護度	要介護	要支援	
	年齢	60歳以上	60歳以上	
居室の状況	部屋タイプ	介護居室個室	介護居室個室	
	床面積	18㎡	18㎡	
	トイレ	あり	あり	
	洗面	あり	あり	
	浴室	なし	あり	
	台所	なし	あり	
	収納	あり	あり	
入居時点で必要な費用				
月額費用の合計		171,373円	157,820円	
家賃		31,500円	31,500円	
サービス費用	特定施設入居者生活介護※の費用	(要介護3) 25,703円	(要支援2) 12,150円	
	介護保険外	食費	51,900円	51,900円
		共益費	31,300円	31,300円
		状況把握及び生活相談サービス費	0円	0円
		光熱水費	13,370円	13,370円
		上乗せ介護サービス費	17,600円(税込)	17,600円(税込)

備考 介護保険費用1割、2割又は3割の利用者負担（利用者の所得等に応じて負担割合が変わる。）※介護予防・地域密着型の場合を含む。詳細は別添3及び4のとおりです。

(利用料金の算定根拠等)

家賃	設備備品費、借入利息等を基礎として、1室あたりの家賃を算定。(近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう、近傍同種の家賃単価の参考に設定。)	
敷金	家賃の	ヶ月分
	解約時の対応	
前払金		
食費	厨房維持費、及び1日3食を提供するための費用	
共益費	共用施設の維持管理・修繕費	
状況把握及び生活相談サービス費	状況把握サービス(女舎確認、緊急通報への対応)・生活相談サービス(一般的な相談・助言、専門家や専門機関の紹介)	
光熱水費	居室内及び共用部で使用する光熱水費を住戸数にて按分。	
介護保険外費用		
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添2	
その他のサービス利用料		

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	基本報酬、加算の利用者負担分。
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス(上乘せサービス)	人員配置基準を上回る直接処遇職員の人件費を住戸数にて按分。
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略

想定居住期間(償却年月数)	
償却の開始日	
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額(初期償却額)	
初期償却額	
返還金の算定方法	入居後3月以内の契約終了
	入居後3月を超えた契約終了
前払金の保全先	

7 入居者の状況

(入居者の人数)

年齢別	65歳未満	0人
	65歳以上75歳未満	6人
	75歳以上85歳未満	12人
	85歳以上	68人
要介護度別	自立	0人
	要支援1	0人
	要支援2	0人
	要介護1	16人
	要介護2	23人
	要介護3	15人
	要介護4	17人
	要介護5	15人
入居期間別	6か月未満	15人
	6か月以上1年未満	4人
	1年以上5年未満	37人
	5年以上10年未満	30人
	10年以上15年未満	0人
	15年以上	0人
喀痰吸引の必要な人／経管栄養の必要な人		0人 / 0人
入居者数		86人

(入居者の属性)

性別	男性	22人	女性	64人	
男女比率	男性	25.6%	女性	74.4%	
入居率	95.6%	平均年齢	89.5歳	平均介護度	2.9

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人数	自宅等	6人
	社会福祉施設	23人
	医療機関	2人
	死亡者	16人
	その他	0人
生前解約の状況	施設側の申し出	0人 (解約事由の例)
	入居者側の申し出	31人 (解約事由の例)
		自宅等の場合、自宅に在宅復帰されたため。 社会福祉施設の場合、特養等に転居するため。

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情・虐待に対する窓口等の状況)

窓口の名称 (設置者)		有料老人ホーム鶴見緑地
電話番号 / F A X		06-6997-9009 / 06-6992-9009
対応している時間	平日	9:00~17:00
	土曜	
	日曜・祝日	
定休日		土日祝祭日
窓口の名称 (所在市町村 (保険者))		守口市健康福祉部高齢介護課
電話番号 / F A X		06-6992-1612 / 06-6995-2011
対応している時間	平日	9:00~17:00
定休日		土日祝祭日
窓口の名称 (大阪府国民健康保険団体連合会)		大阪府国民団体連合会 介護保険室介護保険課
電話番号 / F A X		06-6949-5418 / 06-6949-5417
対応している時間	平日	9:00~17:00
定休日		土日祝祭日
窓口の名称 (有料老人ホーム所管庁)		守口市健康福祉部高齢介護課
電話番号 / F A X		06-6992-1612 / 06-6995-2011
対応している時間	平日	9:00~17:00
定休日		土日祝祭日
窓口の名称 (サービス付き高齢者向け住宅所管庁)		大阪府都市整備部住宅建築局居住企画課 住宅企画・マンショングループ
電話番号 / F A X		06-6941-0351 / 06-6210-9712
対応している時間	平日	9:00~17:00
定休日		土日祝祭日
窓口の名称 (サービス付き高齢者向け住宅所管庁)		大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課施設指導グループ
電話番号 / F A X		06-6944-2675 / 06-6944-6670
対応している時間	平日	9:00~17:00
定休日		土日祝祭日
窓口の名称 (虐待の場合)		守口市健康福祉部高齢介護課
電話番号 / F A X		06-6992-1613 / 06-6995-2011
対応している時間	平日	9:00~17:00
定休日		土日祝祭日

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	加入先	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
	加入内容	業務中傷害・財産損害・情報漏洩
	その他	
賠償すべき事故が発生したときの対応	速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。	
事故対応及びその予防のための指針	あり	

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	あり	ありの場合	意見箱を各階に設置	
		実施日	常時設置	
		結果の開示	あり	
			開示の方法	館内掲示
第三者による評価の実施状況	なし	ありの場合		
		実施日		
		評価機関名称		
		結果の開示		
			開示の方法	

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に公開
管理規程	入居希望者に公開
事業収支計画書	入居希望者に公開
財務諸表の要旨	入居希望者に公開
財務諸表の原本	入居希望者に公開

10 その他

運営懇談会	なし	ありの場合	
		開催頻度	年 回
		構成員	
		なしの場合の代替措置の内容	地域住民からのボランティアの受け入れや家族との個別連絡
提携ホームへの移行	なし	ありの場合の提携ホーム名	
個人情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者及び従事者はサービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ・事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 		
緊急時等における対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ・事故や災害及び急病・負傷が発生した場合は、速やかに入居者の家族等及び市町村等へ連絡を行うとともに必要な措置を講じる。（緊急連絡体制・事故対応マニュアル等に基づく） 例) ・病気、発熱（37度以上）、事故（骨折・縫合等）が発生した場合、連絡先（入居者が指定した者：家族・後見人）及びどのレベルで連絡するのかを入居時及び適時確認する。 ・連絡が取れない場合の連絡先及び対応についても入居時に確認する。 ・関係行政庁へ報告が必要な事故報告は速やかに報告する。 ・賠償すべき問題が発生した場合、損害賠償を速やかに行う。 		
大阪府福祉のまちづくり条例に定める基準の適合性	適合	不適合の場合の内容	
大阪府有料老人ホーム設置運営指導指針「規模及び構造設備」に合致しない事項			
合致しない事項がある場合の内容			
「8. 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	代替措置等の内容		
不適合事項がある場合の入居者への説明			
上記項目以外で合致しない事項			
合致しない事項の内容			
代替措置等の内容			
不適合事項がある場合の入居者への説明			

添付書類：別添1（事業主体が大阪府で実施する他の介護サービス）

別添2（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表）

別添3（介護保険自己負担額（自動計算））

別添4（介護保険自己負担額）

上記の重要事項の内容、並びに医療サービス等、その他のサービス及びその提供事業者を自由に選択できることについて、事業者より説明を受けました。

（入居者）

住 所

氏 名

様

（入居者代理人）

住 所

氏 名

様

上記の重要事項の内容について、入居者、入居者代理人に説明しました。

説明年月日

年

月

日

説明者署名